

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No. 7
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 井上 広樹、 同 石塚 洋之
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【報告義務発生日】 平成29年5月15日
【提出日】 平成29年5月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 5
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 共同保有者の増加

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社新生銀行
証券コード	8303
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サターンIVサブ・エルピー（Saturn IV Sub L.P.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島KY1-9009、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年10月29日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ（J. Christopher Flowers）
代表者役職	ジェネラル・パートナー サターンIVジーピー・エルピー ジェネラル・パートナー ケイマンIV（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド 取締役
事業内容	ケイマン諸島のエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。）の下で創設されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップが従事することのできるあらゆる合法的な行為に従事すること

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	323,680,687		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 323,680,687	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		323,680,687
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年5月15日現在)	V	2,750,346,891
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		11.77

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

サターン サブ・エルピーは、平成23年9月29日に、ニューヨークメロン信託銀行株式会社との間で、自らを委託者兼受益者とする信託契約を締結しました。当該信託契約においては、サターン サブ・エルピーは、自らが指定する日に、自ら指定する数量の株券等を信託財産に移転することが規定されています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	131,263,600
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	131,263,600

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ(Saturn Japan III Sub C.V.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10153ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー767(23階)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年11月1日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ(J. Christopher Flowers)
代表者役職	ジェネラル・パートナー サターンIIIジープ・エルピー ジェネラル・パートナー ケイマンIII(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 取締役

事業内容	<p>(a) 関係法人の持分と株式を保有する中間持株ピークルとなること。</p> <p>(b) 法人、会社、パートナーシップ、事業体等を設立、購入、取得し、それらに参加・出資し、それらに資金を提供し、それらを運営、監督、経営、推進し、それらに対するその他の種類の持分を保有し、それらを取引、譲渡、売却、抛及及び/又は処分すること。</p> <p>(c) 有価証券、銀行借入金、社債、債券等の負債証券の発行により資金を調達し、その方法を問わず借入れを行い、担保等及び保証状を差し入れること。</p> <p>(d) 通貨、有価証券、預金証書等の金融商品に投資し、それらを取引すること。</p> <p>(e) 最も広義において前記各号の目的に関連又は付随すると解釈される一切の活動を行うこと。</p> <p>(f) パートナーが決定するその他一切の活動を履行し、そうした活動に従事すること。</p> <p>(g) 日本の金融機関の株式の公募を行うこと、当該公募が無条件であると宣言すること、当該公募要項に従って当該公募の決済を行うこと、並びに最も広義においてそれらに関連又は付随すると解釈される活動及び法的行為を行うこと。</p>
------	--

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	110,449,678		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	110,449,678	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T		110,449,678
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年5月15日現在)	V	2,750,346,891
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.02

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	46,941,113
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	46,941,113

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3【提出者（大量保有者） / 3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サターン・ジャパンI Iサブ・シーブイ（Saturn Japan II Sub C.V.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10153ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー767（23階）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年11月1日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ（J. Christopher Flowers）
代表者役職	ジェネラル・パートナー サターンIIジーピー・エルピー ジェネラル・パートナー ケイマンII（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド 取締役
事業内容	<p>(a) 関係法人の持分と株式を保有する中間持株ピークルとなること。</p> <p>(b) 法人、会社、パートナーシップ、事業体等を設立、購入、取得し、それらに参加・出資し、それらに資金を提供し、それらを運営、監督、経営、推進し、それらに対するその他の種類の持分を保有し、それらを取引、譲渡、売却、抛出及び/又は処分すること。</p> <p>(c) 有価証券、銀行借入金、社債、債券等の負債証券の発行により資金を調達し、その方法を問わず借入れを行い、担保等及び保証状を差し入れること。</p> <p>(d) 通貨、有価証券、預金証書等の金融商品に投資し、それらを取引すること。</p> <p>(e) 最も広義において前記各号の目的に関連又は付随すると解釈される一切の活動を行うこと。</p> <p>(f) パートナーが決定するその他一切の活動を履行し、そうした活動に従事すること。</p> <p>(g) 日本の金融機関の株式の公募を行うこと、当該公募が無条件であると宣言すること、当該公募要項に従って当該公募の決済を行うこと、並びに最も広義においてそれらに関連又は付随すると解釈される活動及び法的行為を行うこと。</p>

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	22,279,378		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 22,279,378	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		22,279,378
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年5月15日現在)	V	2,750,346,891
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.81
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	9,033,812
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	9,033,812

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

4 【提出者(大量保有者) / 4】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド(Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島KY1-9009、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト(ケイマン)リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年10月29日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ(J. Christopher Flowers)
代表者役職	取締役(Director of Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)

事業内容	ケイマン諸島の会社法（その後の改正を含む。）第7条（4）に規定されており、法律によって禁止されていないあらゆる目的を遂行すること
------	--

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	20,500,026		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 20,500,026	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		20,500,026
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月15日現在）	V	2,750,346,891
---------------------------------	---	---------------

上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)	0.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	8,315,944
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	8,315,944

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

5 【提出者(大量保有者) / 5】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	J. クリストファーフラワーズ(J. Christopher Flowers)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10065ニューヨーク州ニューヨーク市パーク・アベニュー640
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和32年10月27日
職業	会社役員
勤務先名称	ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー

勤務先住所	アメリカ合衆国10153ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー 767(23階)
-------	--

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	76,753,748		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 76,753,748	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	76,753,748
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月15日現在）	V	2,750,346,891
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		2.79
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	19,188,437
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,188,437

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

（1） サターンIVサブ・エルピー（Saturn IV Sub L.P.）

- (2) サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ (Saturn Japan III Sub C.V.)
 (3) サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ (Saturn Japan II Sub C.V.)
 (4) サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド (Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)
 (5) J.クリストファーフラワーズ (J. Christopher Flowers)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	553,663,517		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 553,663,517	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		553,663,517
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年5月15日現在)	V	2,750,346,891
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		20.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
サターンIVサブ・エルピー (Saturn IV Sub L.P.)	323,680,687	11.77

サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ (Saturn Japan III Sub C.V.)	110,449,678	4.02
サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ (Saturn Japan II Sub C.V.)	22,279,378	0.81
サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプ ト・リミテッド(Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)	20,500,026	0.75
J. Christopher Flowers (J. Christopher Flowers)	76,753,748	2.79
合計	553,663,517	20.13